

義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況調査の概要（第4回）

平成25年2月
内閣府地方分権改革推進室

1. 条例制定状況調査の概要

第1次一括法及び第2次一括法等により、地方自治体の条例制定権の拡大が図られたが、昨年4月に施行された施設・公物設置管理基準等に係る条例委任に関し、条例の制定状況等について次の項目について第4回目の調査を行い、全国の全ての都道府県・市区町村(1,789団体)から回答を得た。

○条例の制定状況(12月議会までの提出状況・未制定条例の提出予定)

○地域の実情を踏まえ、国の条例制定基準とは異なる内容の独自の基準を設ける例

※ 施行期日は第1次一括法・第2次一括法ともに平成24年4月1日だが、多くの改正事項では平成25年3月31日まで経過措置あり。

2. 調査結果の概要

- 条例制定の進捗割合は、12月議会までで都道府県、指定都市、中核市が約9割、市区町村で約4割。
- 必要な残りの未制定条例についてもすべて2(3)月議会に提出される予定。
- まちづくり・くらしづくりなどの地域の課題解決に資する独自基準を定めた条例が制定されている。

○条例制定の進捗状況

- ・都道府県(90.1%) ・指定都市(86.8%)
- ・中核市(85.8%) ・他の市区町村(39.7%)

○分野ごとの条例制定の状況

- ・公営住宅の入居基準(1,681団体中、1,435団体(85.3%))
- ・道路構造の技術的基準(1,789団体中、449団体(25.1%))
- ・都市公園の設置基準(1,296団体中、444団体(34.3%))
- ・保育所の設備・運営の基準(108団体中、103団体(95.4%))
- ・特別養護老人ホームの設備・運営の基準(108団体中、94団体(87.0%))
- ・職業能力開発促進法関係の基準(48団体中、43団体(89.6%))
- ・公民館運営審議会の委員の委嘱基準(1,023団体中、986団体(96.4%))等

条例制定の進捗状況及び未制定条例の制定予定時期

区分	条例制定の 進捗割合 (12月議会まで)	未制定条例の提出予定時期	
			平成25年 2月(3月)議会
都道府県	90.1%	9.9%	9.9%
指定都市	86.8%	13.2%	13.2%
中核市	85.8%	14.2%	14.2%
市区町村	39.7%	60.3%	60.3%

国の基準と異なる地方独自の基準の例（まちづくり）

公営住宅の入居基準

- ・裁量階層(※)の対象範囲: 未就学児童、高齢者がいる世帯等⇒新婚世帯を追加(福岡県、山形県金山町、徳島県神山町等)
精神障害者1、2級 ⇒精神障害者3級に拡大(埼玉県所沢市)

※特に居住の安定を図るべき者として、収入基準を通常より引き上げる世帯

公営住宅の整備基準

- ・住戸の基準: 台所、水洗便所、浴室、電話配線等⇒高齢者の安否確認を容易にするため、インターホンの設置を義務化(金沢市)
⇒冬の気象条件に配慮して、サンルーム型の物干し場の設置を義務化(金沢市)

道路構造に関する技術的基準

- ・歩道の幅員: 原則2.0m以上⇒歩道整備促進のため、1.5mに縮小(福島県白河市、北海道当別町等)
- ・路肩の幅員: 原則0.5m以上⇒歩道等の設置が困難な場合は原則1.25m以上とし、歩行者空間を確保(宮城県角田市、宮崎県串間市等)
- ・車道の幅員: 原則7.5m以上⇒津波避難路については、8m以上とすることを規定(宮城県)
- ・植樹柵: 基準なし⇒植樹帯に替えて植樹柵を設置(埼玉県、神奈川県湯河原町等)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準

- ・横断歩道に接続する歩道の部分の縁端: 段差2cm⇒原則「段差なし」に厳格化(鹿児島県、江戸川区等)
- ・公園の出入り口の幅: 120cm以上⇒180cm以上に拡大(北海道)

都市公園の設置基準

- ・建築物の割合: 敷地面積の100分の2まで⇒広場公園については、建築制限を設けない。(岩手県花巻市)
⇒周辺に緑地等があり、かつ、公園の機能に支障がなければ、100分の4まで(新潟県妙高市)
- ・街区公園の標準面積: 0.25ha⇒市が設置するものは市が必要とする面積、開発行為などで提供されるものは30㎡以上(京都府長岡京市)

国の基準と異なる地方独自の基準の例（くらしづくり）

児童福祉施設の設備・運営に関する基準

- ・1歳児のほふく室の面積：1人当たり3.3㎡以上⇒待機児童が多い地域の保育所については2.5㎡以上に緩和（埼玉県）
- ・遊戯室：任意設置⇒原則として必置（仙台市）
- ・沐浴室：基準なし⇒0、1歳児が入所する施設には必置（埼玉県、相模原市）
- ・給食の調理：満3歳以上の幼児の給食に限り外部搬入可⇒外部搬入不可（保育所内での調理を義務化）（相模原市、横須賀市等）

特別養護老人ホームの設備・運営に関する基準

- ・食堂の基準：機能訓練室と合わせて3㎡以上⇒食堂の面積を2㎡以上とし、居室がある階ごとに食堂を設置することを義務化（岡山市）
- ・窓の面積：床面積の1/14以上⇒床面積の1/20以上（建築基準法と同じ）に緩和（石川県）
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の居室の面積基準：7.43㎡以上⇒9.9㎡以上に引き上げ（栃木県大田原市）

障害福祉サービスの設備・運営に関する基準

- ・生活介護事業所等の訓練室・作業室の面積：作業に支障がない広さ⇒1人当たり3.3㎡以上に明確化（埼玉県、さいたま市）
- ・感染症や食中毒の予防に関する指針の策定：基準なし⇒具体的な指針の策定及び従業員への周知等を努力義務化（福島県）

病院等の設備・運営に関する基準

- ・療養病床を有する病院等の食堂の面積：1人当たり1㎡以上⇒食事をするのに適した広さであることを規定（島根県、愛媛県）
- ・従業者に対する研修：基準なし⇒患者の人権擁護、虐待防止等のため、研修を実施することを努力義務化（三重県）

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する基準

- ・無料とする公共職業訓練の対象者：離転職者⇒在職者を追加（福井県、大分県）
- ・民間の委託訓練の対象者：離転職者⇒在職者を追加（福井県、長野県、鳥取県）